

パートナーシップ宣誓証明書等の提示により利用可能となる行政サービス等

【令和8年4月1日時点】

①パートナーシップ宣誓証明書等の提示により利用可能となる行政サービス等

制度・サービス名など	問い合わせ先	
市営住宅の申込	船橋市営住宅管理センター	047-436-2040
親世帯・子育て世帯 近居同居支援事業の申請	住宅政策課	047-436-2712
結婚新生活支援事業の申請	住宅政策課	047-436-2712
入院診療等の説明と同意	船橋市立医療センター医事課	047-438-3321
ケアハウス市立船橋長寿園の申込	ケアハウス市立船橋長寿園	047-461-9994
り災証明書の申請(火災による) ※委任状は不要となります。	消防局予防課	047-435-8651
犯罪被害者等支援金(第1種支援金) の申請 ※犯罪により死亡した者の配偶者と同様 の関係にある者として、支援金の申請が できます。	市民安全推進課	047-401-8054

②ファミリーシップ証明書等の提示により利用可能となる行政サービス等

制度・サービス名など	問い合わせ先	
市営住宅の申込	船橋市営住宅管理センター	047-436-2040
入院診療等の説明と同意	船橋市立医療センター医事課	047-438-3321
体育施設利用料金の還付手続き ※証明書を提示したパートナーも保護者 として代理申請を行うことができます。	生涯スポーツ課	047-436-2910

※制度・サービスごとに所定の要件があります。